

新潟県条例第13号

新潟県家畜保健衛生所の家畜衛生検査等手数料条例の一部を改正する条例

新潟県家畜保健衛生所の家畜衛生検査等手数料条例（昭和31年新潟県条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第2条 （略） 2 前項の規定にかかわらず、 <u>知事認定獣医師等</u> （家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第3条の2第1項の特定家畜伝染病防疫指針に基づき知事が認定する獣医師若しくは知事が認定する団体に属する獣医師又は知事が登録する飼養衛生管理者をいう。）が注射する豚熱予防液の管理に係る手数料の額は、1件につき60円とする。 3（略）	第2条 （略） 2 前項の規定にかかわらず、 <u>知事認定獣医師</u> （家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第3条の2第1項の特定家畜伝染病防疫指針に基づき知事が認定する獣医師又は知事が認定する団体に属する獣医師をいう。）が注射する豚熱予防液の管理に係る手数料の額は、1件につき60円とする。 3（略）

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。